

保高発0909第1号
平成23年9月9日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

）
殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令
第6条第9号に関する交付基準について

平成23年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「算定省令」という。）第6条第9号の規定による交付基準及び申請額の算定方法等について、別紙「平成23年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）」を作成したので、内容について御了知いただくとともに、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、管内の市町村後期高齢者医療主管課（部）（特別区を含む。）に対して周知を図り、その適切な対応について御配慮願いたい。事業計画等の提出方法、期限等については追って連絡することとする。